「埼玉県が管理する県道の構造等の基準に関する条例 (仮称)」(案) の概要について

1 条例制定の背景等

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)(以下、一括法という。)」が施行され、道路法(昭和27年法律第180号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)が改正されました。

これに基づき、国の基準である政令や省令で定められていた県道に関する次の基準の一部について、条例により定めることとなりました。

- (1) 道路構造令 (昭和45年政令第320号)
 - ア 道路構造令は、道路を新設・改築する際の車道や歩道の幅員や曲線部の線形 など、構造の技術基準を定めるものです。
 - イ 条例で定めることができる事項は、次に掲げるものを除きます。
 - (ア) 通行する自動車の種類に関する事項
 - (イ) 建築限界(人や車両の通行に支障がないように、建造物等の設置を制限する範囲をいいます。例えば地上からの高さの範囲は、歩道は 2.5m、車道は 4.5m を定めています。)
 - (ウ) 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度
- (2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年総理府・建設省令第3号)

- ア 府省令は、道路の案内標識や警戒標識等を設置する際の様式、寸法、色彩、 文字の形、文字の大きさなどを定めるものです。
- イ 条例で定めることができる事項は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附 置される補助標識の寸法に限ります。
- (3) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 (平成18年国土交通省令第116号)

省令は、駅や公共施設等を結ぶ道路のうち、移動等円滑化が特に必要な道路の うち、国土交通省が指定する道路(特定道路と言います。)を新設・改築する際の、 歩道等の構造を定めるものです。

2 対象施設について

道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、次の施設の構造等の基準について条例を制定する予定です。

施設	施設の概要
県が管理する県道	道路法の規定に基づき、地方的な幹線道路網を構成し、県 知事が路線を認定した道路。 ※県が管理する国道は除く
	※さいたま市が管理する県道は除く

3 検討の視点

本県では、地域の地形、地質、気象その他の状況及び交通状況を考慮し、通常の 衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保するために、 次の三つの視点から基準の条例化を検討しています。

- ① 県が進めている施策で国の基準に追加することが望ましいものはないか。
- ② 地域の実情に応じて国の基準に追加することが望ましいものはないか。
- ③ 道路等移動円滑化については、埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を踏まえ、国の基準に追加することが望ましいものはないか。

4 条例の概要

検討の結果、政令や省令に定められていた基準については、車道の幅員、曲線部の線形、道路の勾配など道路構造の基本的な事項は変えず、本県の条例においては 原則として政令や省令どおりに規定します。

また、一括法の趣旨を踏まえ、県が進めている施策など、政令や省令の基準を参 酌して、以下のとおり新たな内容を追加して基準を定める予定です。

なお、道路の交通規制に関する内容(通行規制や駐車禁止の標識等)は、道路交通法の対象であり、この条例の対象外となります。

(1) 政令や省令に定められていた基準

政令・省令	条例により定める内容
道路構造令	(2)で追加する内容の他、原則として政
	令のとおりに規定する。
道路標識、区画線及び道路標示に	(3)で追加する内容の他、原則として府
関する命令	省令のとおりに規定する。
移動等円滑化のために必要な道路	(4)で追加する内容の他、原則として省
の構造に関する基準を定める省令	令のとおりに規定する。

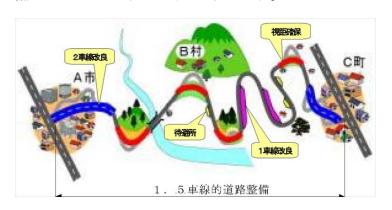
(2) 一括法の趣旨を踏まえ、道路構造令に新たな内容を追加する事項

ア 道路整備のスピードアップ(車線数の特例)

- (ア) 交通量の少ない地方部の道路については、車線を設ける区間と車線により構成しない区間を組み合わせることができること。
- (イ) 車線により構成されない道路に設ける待避所の相互間の距離は200mを標準とし、待避所の長さは30mを標準とすること。

(考え方)

(ア) 政令(国の基準)では、県道を新設・改築する場合においては片側1車線で両側2車線以上とすることとされていますが、山地部では、交通量が少なくても、県民生活に密着している道路があります。このような道路は交通量を勘案すると必ずしも政令(国の基準)によるよりも、早期に安全に円滑な交通を確保することが必要であるため、県独自の基準を定めて、道路整備のスピードアップを図るものです。



(イ) (ア)により道路整備をした区間など、政令(国の基準)により300m以下と定められている待避所の間隔の基準について、できるだけ短い間隔として待避時間の軽減が必要です。そこで、待避所の標準的な間隔の基準を政令(国の基準)より短くするものです。

また、政令(国の基準)により20m以上と定められている待避所の長さの基準について、できるだけ長くすることで待避可能車両台数の増加が必要です。そこで、待避所の標準的な長さの基準を政令(国の基準)より長くするものです。



待避所

イ 歩行者と自転車の通行環境の改善(自転車レーンの設置、植樹帯の特例)

- (ア) 車道には、必要に応じ、必要な幅員の自転車レーンを設けること。
- (イ) 道路の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況を勘案し、自転車及び 歩行者の安全確保に支障がないと認める場合には、必要に応じ、植樹帯に 代えて必要な構造の植樹ますを設けること。

(考え方)

- (ア) 自転車は車道通行が原則ですが、政令(国の基準)には車道における自転車の通行車線の規定がありません。自転車が車道を通行する場合は自動車と混在するため、都市部など地域によっては歩道を通行する自転車も多くなっています。そこで、安全で円滑な自転車の車道通行を確保するために、必要な幅員の自転車レーンを設けることができるようにするものです。
- (イ) 政令(国の基準)では、都市部の交通量の多い道路などには道路植栽空間を帯状に確保することとされています。しかし、限られた道路空間においては、植栽空間を帯状に確保すると、自転車や歩行者の安全で円滑な通行に支障となることがあります。そこで、限られた道路空間の中で道路の緑化と通行の安全のバランスを考慮して、帯状の植樹帯ではなく植樹ますを設けることができるようにするものです。



自転車レーンと植樹ます

ウ 特別の事情を有する場合の特例

沿道の状況、地形その他特別の事情がある場合に、基準に適合させることが 著しく困難なときは、基準は適用しないことができる。この場合においては、 次の措置を講じること。

- a 安全かつ円滑な交通を確保するため必要な措置を講ずること。
- b 基準に準じた構造とするよう努めること
- c 特別の事情が解消した場合には、遅滞なく基準に適合させること。

(考え方)

道路整備に当たっては沿道状況や地形など様々な制約があり、基準を厳格に適用すると、例えば僅かの幅員のために大規模な物件移転が発生するなどして、事業の遅延や事業費の高騰などの影響が出る場合があります。そこで、安全で円滑な交通を確保することを条件に、基準の一部を緩和して適用するなど、柔軟な対応ができるようにすることにより、早期の道路整備を図り、交通の円滑化や利便性の向上を促進するものです。

(3) 一括法の趣旨を踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に 新たな内容を追加する事項

ア 案内標識の視認性の向上

- (ア) 文字の大きさは、2車線道路は30cm 又は40cm、4車線道路は40cmを標準とする。
- (4) ローマ字の大きさは、(7)の文字の大きさの2分の1を標準とする。

(考え方)

- (ア) 省令(国の基準)により文字の大きさが20cmと定められている案内標識についても、できるだけ大きい文字として高齢者等にも優しい道路整備が必要です。そこで、文字の標準的な大きさを省令(国の基準)より大きくしていくものです。
- (4) 省令(国の基準)により(ア)の文字の大きさの2分の1と定められている 案内標識についても、国際化に対応してローマ字の大きさもできるだけ大 きい表示とすることが求められる場合があります。そこで、2分の1と定 められている省令(国の基準)に幅をもたせることで、必要に応じてロー マ字の大きさを変更できるようにするものです。



5

(4) 一括法の趣旨を踏まえ、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する 基準を定める省令に新たな内容を追加する事項

ア 道路移動等円滑化に関する基準の適合

埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。

(考え方)

駅や公共施設を結ぶ道路のうち、移動等円滑化が特に必要な道路で、国土交通大臣が指定するもの(特定道路)について、移動等円滑化を図るための基準です。高齢者や障害者等の道路の移動の利便性及び安全性の向上を目的とした基準には、省令(国の基準)と埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準があります。埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準にも適合させ、さらに高齢者や障害者等の道路移動円滑化を図るものです。このことにより、例えば溝蓋はつえ、車椅子等の使用者の通行に支障ない構造とするなどを図ることができます。

(5) 施行日

公布の日 (予定)